

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年6月26日(木) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程
議決事項

第1 議案第31号 幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について

第2 議案第32号 「墨田区学力向上新3か年計画(第4次)」の策定方針について

第3 議案第33号 有形文化財を墨田区登録有形文化財に登録することについて

第4 議案第34号 墨田区登録有形文化財の登録を解除することについて

報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 寄付者への感謝状の贈呈について(資料2)

第3 PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について(資料3)

議案第 31 号

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

令和 7 年 4 月分の給料月額を基に算出した幼稚園教育職員の宿日直手当額が現行額を上回るため、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

区 立 幼 稚 園

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第7号）の一部を次の表のように改正する。

令和7年 月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（宿日直手当の支給額）			〔同左〕		
第2条 宿日直手当の支給額は、別表のとおりとする。			第2条 〔同左〕		
別表			別表		
単位	勤務時間	支給額	単位	勤務時間	支給額
1回につき	5時間以上の場合	<u>6, 600円</u>	1回につき	5時間以上の場合	<u>6, 000円</u>
	5時間未満の場合	<u>3, 300円</u>		5時間未満の場合	<u>3, 000円</u>

付 則

- この訓令は、令和7年4月1日以後の宿日直勤務（同日前から引き続くものを除く。）について適用する。
- 令和7年4月1日から令和7年6月25日までの間の宿日直勤務に対し、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程により既に支払われた宿日直手当は、この訓令による改正後の宿日直手当支給規程による宿日直手当の内払とみなす。

議案第 32 号

「墨田区学力向上新 3 か年計画（第 4 次）」の策定方針について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

（提案内容）

別紙のとおり定める。

（提案理由）

「墨田区学力向上新 3 か年計画（第 3 次）」の計画期間が、令和 7 年度までであることから、新たな計画を策定するための方針を定める必要がある。

「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の策定方針について

1 墨田区学力向上新3か年計画

墨田区学力向上新3か年計画（第3次）（以下、「現計画」という）では、墨田区の児童・生徒が「確かな学力」を身に付けられるようにするための教育委員会の方針・取組を定めている。

2 策定方針

- （1）現計画の基本的な考え方や内容等を継承しつつ、目に見える学力と関連の強い非認知能力の育成を通じた学力向上を目指す。
- （2）学習状況調査の結果をもとに取組を検証し、成果や課題を明確にする。
- （3）学力向上に資する目標として、明確な成果目標を設定する。
- （4）「墨田区教育施策大綱（令和3年度～令和7年度）」の改定（予定）の動向を見据え、「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画・令和5年度～令和8年度）」を踏まえたものとし、国及び都の教育施策の動向等に対応させる。

3 基本方針

知識及び技能を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力等を育み、自ら進んで学びに向かう力を養うとともに、学習意欲・協調性・粘り強さなどの「非認知能力」を育成して、学力向上を推進する。

- ア 全ての幼稚園及び小・中学校は、学力向上と非認知能力の育成に組織的に取り組む。
- イ 全ての教員は、授業改善を継続して行う。
- ウ 教育委員会は、幼稚園、小・中学校、家庭及び地域と連携し、更なる学力向上を図る。
- エ 児童・生徒は、夢や希望を設定し、学習状況を振り返り、主体的に学力向上に取り組む。

（参考）墨田区学力向上新3か年計画（令和5年度～令和7年度）の基本方針

児童・生徒に、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力等を育み、自ら進んで学びに向かう力を養うため、次のア～エに基づき、学力向上を推進する。

- ア 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。
- イ 全ての教員は、日々の授業の工夫・改善に努める。
- ウ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。
- エ 児童・生徒は、自身の学習状況を把握し、夢や希望を設定し、振り返り、行動する。

4 墨田区学力向上新3か年計画（第4次）検討委員会

計画の検討を行うため、「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）検討委員会」（以下、「検討委員会」という）を設置する。

- （1）委員長
教育委員会事務局次長

(2) 委員

ア 小学校校長

校長会代表、小学校教育研究会代表、学力向上推進担当校長

イ 中学校校長

校長会代表、中学校教育研究会代表、学力向上推進担当校長

ウ 幼稚園園長

学力向上推進担当園長

エ 教育委員会事務局

指導室長、すみだ教育研究所長、指導室統括指導主事

(3) アドバイザー

学識経験者

(4) 事務局

すみだ教育研究所 係長、係員、教育指導員

5 策定スケジュール（予定）

月	内容	
6	第1回検討委員会	策定方針及び基本方針について
6	教育委員会	策定方針の付議
7	第2回検討委員会	具体的事業、成果目標及び実績目標について
9	第3回検討委員会	計画案の検討
9	(議会報告)	(学習状況調査の結果報告)
10	学力向上推進会議	計画案の検討
11	教育委員会	計画の決定
12	議会報告	計画の報告
12	(第4回検討委員会)	(計画の報告)
12	学校周知	教育課程届出説明会（1月）

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.		1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
執行計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング		
	■校内別室学級の運用													
	■巡回教員の活用													
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施		
	■教育支援センター等との連携													
	■現状の把握・分析													
進捗														
実績	5 月実績 ■校内スモールステップルームの運用 ・校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） ・在籍人数合計 25 名（内訳：1 年生 10 名、2 年生 9 名、3 年生 6 名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校 9 校） ・巡回校への訪問・支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■教育支援センター等との連携 ・教育支援センターとの連絡会（5 月 30 日実施） ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 ・毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進及び第4次計画の策定							主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行計画	「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進											
	■全国学力・学習状況調査 ■墨田区学習状況調査 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発信 ■学習ふりかえり期間 ■すみだスクールサポートティーチャーの派遣			■指導のポイント集作成 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発信	■教育委員会報告・検討（墨田区学習状況調査結果）	■議会報告（墨田区学習状況調査結果） ■学力向上ヒアリング ■指導のポイント集配信 ■学習ふりかえり期間	■学習状況調査結果公表 ■学力向上推進会議 ■教育長から児童・生徒及び教職員へのメッセージ発信 ■学習意欲に関する共同研究事業			■教育長から児童・生徒及び教員へのメッセージ発信 ■学力向上マネジメント推進校学習状況調査 ■学習ふりかえり期間		
進捗	「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の策定											
	■計画策定検討会（第1回）		■計画推進事業調査	■計画策定検討会（第2回）		■計画策定検討会（第3回）	■教育委員会報告・検討（素案）		■議会報告（素案）	■教育委員会報告・検討（最終案）		■議会報告（最終案）
実績	5月実績 ■「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進 ・墨田区学習状況調査の後日調査の実施 ・すみだスクールサポートティーチャーの派遣 ・よむYOMUワークシートの配信 ■「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の策定 ・策定方針の検討 進捗：○											

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

寄付者への感謝状の贈呈について

1 趣旨

株式会社ジーシーシーから、区立小学校全校に対し、バスケットボールの寄付があったので、区長感謝状贈呈基準第1項第3号の規定に基づき、寄付者に対して感謝状を贈呈した。

2 贈呈対象者

株式会社ジーシーシー 代表取締役社長 町田 敦

3 寄付物件

バスケットボール（5号球） 150個（各校6個）

総額 870,000円

4 贈呈主体

区長

5 贈呈日

令和7年6月17日

6 その他

小梅小学校（情報発信推進校）においてバスケットボールの贈呈式を行い、児童に手渡しした。

P T A退任役員に対する感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号、細目基準地域教育支援課第15号、16号、17号及び18号に基づき、退任した連合P T A会長、連合P T A本部役員、単位P T A会長及び単位P T A本部役員に対し、感謝状を贈呈した。

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2 (1) イ 連合P T A会長として、引き続き1年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	平林 秀敏	中P連(墨田中学校) 会長・副会長・庶務・監査	令和7年5月30日	教育長名
2	廣田 晃久	中P連(両国中学校) 会長・副会長・庶務・監査	令和7年5月30日	教育長名
	計	2名		

※ 中P連＝区立中学校P T A連合会

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2 (1) ロ 単位P T A会長として在職した者で、同会長、副会長、会計、書記又は庶務として、通算5年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	平林 秀敏	墨田中学校 会長・庶務	令和7年5月21日	教育長名
	計	1名		

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2 (1) ハ 連合P T Aの副会長、会計、会計監査、理事又は書記として、引き続き1年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	一口 学	中P連(本所中学校) 庶務・副会長	令和7年5月30日	教育長・連合PTA会長連名
2	布引 めぐみ	中P連(寺島中学校) 庶務・副会長	令和7年5月30日	教育長・連合PTA会長連名
3	坂東 江美	中P連(文花中学校) 庶務・副会長	令和7年5月30日	教育長・連合PTA会長連名
4	阿部 直子	中P連(吾嬬立花中学校) 会計	令和7年5月30日	教育長・連合PTA会長連名
	計	4名		

(贈呈基準)

「PTA役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2 (1)ニ 単位PTAの副会長、会計、書記又は庶務として、通算5年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	たにぐち えつこ 谷口 悦子	小梅小学校・墨田中学校 副会長・庶務	令和7年5月21日	単位PTA会長・教育長連名
2	たばた ゆうこ 田畑 裕子	言問小学校・墨田中学校 会計・庶務	令和7年5月21日	単位PTA会長・教育長連名
3	たかはし まりな 高橋 麻理奈	小梅小学校・墨田中学校 庶務	令和7年5月21日	単位PTA会長・教育長連名
4	こうの かよ 河野 香代	言問小学校・墨田中学校 副会長・庶務	令和7年5月21日	単位PTA会長・教育長連名
	計	4名		